

人間ドック及び家族健診等の補助金支給規程

山崎製パン健康保険組合

人間ドック及び家族健診等の補助金支給規程

(目 的)

第1条 山崎製パン健康保険組合（以下「当組合」という）は、疾病予防対策関連事業の一環として、当組合の被保険者及び被扶養者に健康診査及び検査（以下「健診」という）の受診機会を与え、かつ奨励し、健康管理並びに疾病予防に資することを目的とし、その受診費用の一部を補助する。

(健診の種類)

第2条 当組合が補助する健診の範囲は次のとおりとする。

- (1) 人間ドック・婦人科ドック
- (2) 家族健診
- (3) 二次検査
- (4) 糖尿病「経過観察者」に対する検査

(検査項目)

第3条 第2条1項各号の検査項目は次のとおりとする。

- (1) 人間ドック・婦人科ドック
身体計測、視力、眼科、呼吸器系、聴力検査、消化器、糖尿病、感染症、循環器系、脂質検査、腹部超音波、血液一般、生化学検査、血清学反応、腎機能、子宮細胞診（婦人科ドックのみ）、乳房触診（婦人科ドックのみ）
- (2) 家族健診
身体計測、呼吸器系、消化器、循環器系、脂質検査、血糖値、血液一般、生化学検査、子宮細胞診、乳房触診、視力、尿酸値、尿検査
- (3) 二次検査
 - ① 人間ドック・婦人科ドック・家族健診（以下「人間ドック等」という）の結果「再検査」「要精密検査」の判定が出された検査項目
 - ② 産業医が指示する検査項目
ただし 心臓超音波、心臓ホルター、心血管造影撮影、大腸ファイバースコープ、MRI、MRA、CT及びCT造影等の精密検査及び「疑い」項目に対して行う精密検査は、診療行為を前提にした検査として補助金の対象から除くものとする。
- (4) 糖尿病「経過観察者」に対する検査
血糖値検査、血液検査、尿検査で産業医が指定する検査項目

(補助金の支給方法)

第4条 補助金の支給は次のとおりとする。

補助金は当組合と契約した健診機関または事業主からの請求に基づいて、当組合がその指定口座に振り込む。

(補助金の受給資格要件)

第5条 第2条1項1号ないし3号の補助金の受給資格要件は次のとおりとする。

補助金の支給を受けようとする者は、受診するとき現に被保険者が適用事業所に在籍し、かつ、当組合の被保険者またはその被扶養者（配偶者に限る）であり、次の各号に該当する場合は、補助金を支給する。

(1) 人間ドック・婦人科ドック、家族健診

① 受診日の属する年度の4月1日現在、当組合の被保険者資格を取得後継続して5年を経過し、かつ、満35才以上の者。

② ①の要件に該当する被保険者の被扶養者で、受診日の属する年度の4月1日現在、満35才以上の者。

③ 被保険者が業務命令で転籍後復職を命ぜられた場合の特例

被保険者が転籍したことにより被保険者資格を喪失した後、業務命令で復職したことにより被保険者資格を再取得した場合、①の被保険者資格継続期間の判定に当たっては再取得前と再取得後の期間を通算する。

(2) 二次検査

前号(1)の有資格者が、人間ドックまたは家族健診の結果、産業医または健診機関の医師より二次検査を指示され、受診日より3か月以内に当組合と契約した健診機関で所定の検査を受診した者

2. 第2条1項4号の補助金の支給については、第13条に定める。

(受診者の決定)

第6条 受診者の決定は次のとおりとする。

当組合は、各事業所から提出された当該年度内（4月～3月）の受診希望者から、補助対象者を決定する。

(補助金の支給額および回数)

第7条 補助金は、同一年度内に1回、次に掲げる金額を上限とし、健診機関と取り交わした契約に基づいた額を補助する。

(1) 被保険者

① 人間ドック 上限 23,000円(税抜)

② 婦人科ドック 上限 24,000円(税抜)

(2) 被扶養者（配偶者に限る）

① 家族健診 上限 23,000円(税抜)

② 人間ドック 上限 23,000円(税抜)

③ 婦人科ドック 上限 24,000円(税抜)

(3) 人間ドック等受診の際に「肺癌検査」、「HCV検査」を実施する場合はそれぞれ1,000円(税抜)の補助金を支給する。ただし、「HCV検査」は同一健診機関初回受診時のみとする。

(4) 二次検査

二次検査覚書を締結している健診機関で第2条1項3号を実施する場合は、各検査の税込合計金額に対して上限40,000円(消費税含む)まで補助する。

(5) 検査費用計上の特例

- ① 1年後に胃内視鏡検査を指示された者は、次年度人間ドック等の胃部X線（レントゲン）検査を胃内視鏡検査に変更を認める。ただし、この検査で契約金額を超える額は、人間ドック等実施日に二次検査を実施したこととして、その費用を計上する。
- ② 家族健診で1年後に腹部超音波での追跡を必要とされた者は、次年度健診では腹部超音波検査の追加を認める。ただし、この検査で契約金額を超える額は、家族健診実施日当日に二次検査を実施したこととして、その費用を計上する。

（受診日）

第8条 人間ドック等の受診日は次のとおりとする。

誕生日の属する月内での受診とする。ただし、次の各号での受診も可とする。

- (1) 誕生日前30日以内または誕生日以後30日以内（受診資格初取得者は、誕生日以後30日以内）。ただし、年度またぎを防ぐため、誕生日が3月の受診者は2月、3月の受診、誕生日が4月の受診者は4月、5月の受診とする。
 - (2) 下記①、②の理由で人事担当課長の申請に基づき、当組合がやむを得ないと認めた場合。
 - ① 業務上の都合で健診日に受診できなかった場合
 - ② 健診機関の予約が取れなかった場合
2. 被保険者と、その被扶養者が一緒に受診することを希望する場合には、その被扶養者は被保険者の受診日に、被保険者と同一健診機関で受診することを認める。

（未受診項目の補助金の減額）

第9条 受診者の都合で未受診項目（昼食辞退も含む）が発生した場合は、未受診項目の費用相当額を当組合補助金より減額する。

（補助金の支給申請手続）

第10条 補助金の支給申請は次のとおりとする。

各事業所の人事担当課長は次の各号の書類を当組合に提出する。

- (1) 健診機関発行の請求書
- (2) 受診者名簿
- (3) 二次検査受診者名簿
- (4) 各受診者の「検査結果報告書(写)」
- (5) 健診費用確認書

（補助金の支払）

第11条 補助金の支払いは次のとおりとする。

前条の申請書に基づく補助金は、毎月20日までに当組合に到着した分を、その月の月末までに指定された金融機関に振り込む。

（海外勤務者の受診）

第 12 条 海外勤務者の人間ドック等の受診については、山崎製パン(株)との協定にて別途定める。

(糖尿病「経過観察者」に対する検査費用補助)

第 13 条 人間ドック等または事業主が行う健診の結果、空腹時血糖が 140 mmHg 以上もしくは HbA1c (NGSP) が 6.9% 以上で、産業医が経過観察とした被保険者に対して、産業医が行う経過観察時の面談に必要な検査費用を補助する。検査機関は当組合が人間ドック等の受診契約を取り交わした健診機関とし、検査の範囲は第 3 条 1 項 4 号に定める。補助金の支給申請手続、補助金の支払は第 10 条、第 11 条に準ずる。補助金は受診者一人 1 回当たり上限 40,000 円 (消費税含む) とし、年度内 3 回を限度とする。

(人間ドック等のオプションとして実施する検査に対する補助金の支給)

第 14 条 人間ドック等のオプションとして実施する検査に対する補助金の支給については別途定める。

(特定健康診査等に対する補助金の支給)

第 15 条 「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健康診査及び特定保健指導 (以下、特定健診等という) に係る費用のうち、当組合の委託業者が実施する費用は当組合が補助する。

なお、特定健診等の実施方法、費用負担方法等については、別に定める「特定健康診査等実施計画」によるものとする。

附 則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

令和 元年 8 月 1 日 一部改訂

令和 2 年 4 月 1 日 一部改訂

令和 3 年 4 月 1 日 一部改訂

令和 6 年 4 月 1 日 一部改訂

令和 8 年 4 月 1 日 一部改訂